

運輸委員會會議錄 第四十一号

(七八二)

昭和三十一年六月九日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 川野芳滿君

理事有田 喜一君 理事關谷 勝利君

理事塚原 俊郎君 理事西村 直己君

理事久保 三郎君 理事肥田 次郎君

理事矢尾喜三郎君

龜岡 高夫君 木村 俊夫君

佐々木義武君 進藤 一馬君

高橋清一郎君 中馬 辰猪君

南條 徳男君 西村 英一君

細田 吉藏君 増田甲子七君

井岡 大治君 泊谷 裕夫君

内海 清君

出席國務大臣

運輸大臣 綾部健太郎君

委員外の出席者 政務次官

運輸事務官 増川 達三君

(自動車局) 坪井 為次君

運輸事務官 宮田 康久君

(自動車局) 整備部長 小西 真一君

專門員

六月九日

委員泊谷裕夫君辭任につき、その補

欠として米内山義一郎君が議長の指

名で委員に選任された。

同日

委員米内山義一郎君辭任につき、そ

の補欠として泊谷裕夫君が議長の指

名で委員に選任された。

第一類第十号

運輸委員會會議錄第四十一号 昭和三十一年六月九日

六月六日

若日鉄建設促進に関する陳情書

(山口県議會議長滝口純)(第五七三

号)

国鉄の安全輸送確保に関する陳情書

(石川県議會議長杉原杉善)(第五七

四号)

同(龜山市議會議長佐野寿)(第五七

五号)

同(直方市議會議長宮近憲次)(第五

七六号)

同(須賀川市議會議長三浦一)(第五

七七号)

同(高知県香美郡土佐山田町議會議

長武内祇広)(第五七八号)

同(長野県埴科郡松代町議會議長中

島邦雄)(第五七九号)

同(江津市議會議長渡利正)(第五八

〇号)

同(諫早市議會議長真崎立)(第五八

一号)

同(調布市議會議長萩生田重次)(第

五八二号)

同(奈良市議會議長中野正夫)(第五

八三号)

同(鳥取県議會議長木島公之)(第五

八四号)

同(島根県那賀郡国府町議會議長伊

藤松太郎)(第五八五号)

同(三条市議會議長佐藤精二)(第五

八六号)

同(島根県簸川郡大社町議會議長竹

内繁蔵)(第五八七号)

同(福井県議會議長揚原新十郎)(第

五八八号)

同(高松市議會議長福田豊重)(第五

八九号)

同(中国五県議會正副議長會議代表

岡山縣議會議長杉本昌太)(第六七二

号)

同(安中市議會議長内堀慎朗)(第六

七三三)

同(平田市議會議長奥益蔵)(第六七

四号)

同(酒田市議會議長佐藤久吉)(第六

七五五)

同(三条市議會議長佐藤精二)(第六

七六号)

同(島根県那賀郡三隅町議會議長齊

藤徳太郎)(第六七七号)

同(愛知県東春日井郡旭町議會議長

大竹儀三郎)(第六七八号)

同(橋本市議會議長向井久朗)(第六

七九号)

同(宇和島市議會議長島瀬善親)(第

六八〇号)

同(明石市議會議長増本正治)(第六

八一号)

同(坂本県下都賀郡国分寺町議會議

長大越勝一)(第六八二号)

同(島根県瀨戸郡温泉津町議會議長

井田友政)(第七三二号)

同(鳥取県高部郡高部町議會議長中

江時雄)(第七三三三)

同(出雲市議會議長森山金一)(第七

三四号)

同(東京都北多摩郡田無町議會議長

本田泉)(第七三五号)

千歳飛行場の第一種空港指定に関す

る陳情書(北海道幌泉郡幌泉町長吉

田勘之助外一名)(第五九〇号)

同(北海道幌別郡登別町議會議長南

邦夫)(第六八四号)

同(苫小牧経済プロック會議會長若

小牧商工会議所會頭岩倉春次外七

名)(第六八五号)

同(北海道沙流郡平取町議會議長五

十嵐貞治)(第六八六号)

同(北海道勇払郡鶴川町久保田勝雄

(第六八七号)

宇野港振興に関する陳情書(玉野市

議會議長立石明倫)(第五九一号)

仙石線の復線化促進に関する陳情書

(宮城県議會議長門伝勝太郎)(第五

九二二号)

水難救護法の改正に関する陳情書

(福岡市薬院堀端七丁目百二十三番

地福岡県町村議會議長内山正盛)(第

五九三三)

名古屋市の一般乗用旅客自動車運賃

改定に関する陳情書(名古屋市中昭和

区滝子通り二丁目十五番地名古屋市

乗用自動車協會長小西与吉)(第六〇

六号)

富山県の一般乗用旅客自動車運賃改

定に関する陳情書(富山市新富町八

百八番地名富山県旅客自動車協會長

金吾)(第六〇七号)

三重県の一般乗用旅客自動車運賃

改定に関する陳情書(津市島崎町三

番地名三重県旅客自動車協會長安保正

敏)(第六〇八号)

尾張地区の一般乗用旅客自動車運賃

改定に関する陳情書(名古屋市中守山

区大字守山宇山屋敷四番地名尾張乗用

自動車協會長長谷川国一)(第六〇九

号)

福井県南越、大野地区の一般乗用

旅客自動車運賃改定に関する陳情書

(福井市御園町三十一番地名五福井

県旅客自動車協會長橋本秀樹)(第六

一〇号)

三河地区の一般乗用旅客自動車運賃

改定に関する陳情書(豊橋市大橋通

二丁目百一番地名三河乗用自動車協

會長青木良雄)(第六一〇号)

岐阜県の一般乗用旅客自動車運賃改

定に関する陳情書(岐阜市神田町四

丁目十番地名岐阜県タクシー協會長川

上敏雄)(第六一二号)

国鉄山陽新幹線の早期建設に関する

陳情書(中国五県議會正副議長會議

代表岡山縣議會議長杉本昌太)(第六

七一三)

列車の増発及び踏切の改良等に関する

陳情書(熊谷市長黒田海之助)(第

六八三三)

国際観光路線の形成促進に関する

陳情書(東京商工会議所會頭足立正)

(第六八九号)

国際観光事業振興のための整備地域

及び国際観光路線の指定に関する陳

情書(中国五県議會正副議長會議代

表岡山縣議會議長杉本昌太)(第六九

〇号)

は本委員會に参考送付された。

本日の會議に付した案件

道路交通に関する条約の実施に伴う

道路運送車両法の特例等に関する法律案(内閣提出第一四一号)(参議院送付)

○川野委員長 これより会議を開きます。

道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。久保三郎君。

○久保委員 前回の委員会でお尋ねしましたが、なお結論的なお話を残しておりましたので、その点をお尋ねするわけですが、その前に、自動車のドアの取っ手という点、そういうものの事故がありまして、この点で先日お尋ねしたのでありますが、その後この改良方についてどういうふうになったか、これを御説明いただきたい。

それからもう一つは、最近行楽シーズンになったと同時に、天候もかような状態でありまして、ともすればバスの事故というのが多くなる季節になった。そこで、つい最近、ある会社のバスが転落をいたしました。死者をたくさん出したというような事故がありますので、これらについて一応当局からの御説明というか、その後の状況をお話しいただきたい、こういうふうに思います。

○宮田説明員 最初にお尋ねの件でございますが、先般トヨタ自動車製造が製造しておりますペブルカのドアの前の取っ手の事故が起きました。その実情を調査いたしました結果、昨年一月から生産されておりますドアの取っ手につきましては、先端のほうに

まるみをつけまして、しかもその先端が車体の側面から出ないような構造にいたしました。十分安全をはかっておりまして、不幸なことに、先般事故を起しました車につきましてはそれ以前のものでございまして、若干のまるみはつけておりましたものの、車体の側面から二、三ミリのすき間がございまして、不幸にもそのすき間におそ

らくや衣類がひっかかりまして、ドアの取っ手があきかげんがになり、事故が起きたのだと判断をいたしております。したがって、この種の不完全な取っ手につきましては、安全のために全数取りかえる必要があると考えまして、トヨタ自動車工業と話し合いをし、直ちに改善をされました取っ手の生産にいま移っております。で、ほぼ七月中にはその取っ手が完成いたし、製造がでますので、でき次第次に約三万弱と考えておりますが、三万台の車につきましてできるだけすみやかにこの二、三カ月の間に全数の交換をいたし、今後かかる事故のないようにいたしたいと私ども考えております。

それから第二点の御質問でございますが、六月六日土曜日の午後十一時四十五分に沼田を出発いたしました東武鉄道のバスが、これは栗生峠という、沼田から日光のほうへ回る国道百二十号線を十五キロほど登りましてところで事故を起したわけでございまして、この事故を起しました道路は百六十度の非常な急カーブでございまして、若干上り坂でございまして、道路の危険標識等事前に出ておりましたが、たまたま道路事情といたしまして、カーブのちようど終わりごろの地点が樹木等

がございまして非常に前方が急に狭けております。そういうような道路事情のところでの事故が起きたわけでございます。

この運転手につきましては、昨年この道路の路線に従事しており、一年も従事しております。経験はございましたが、本年としては初めてのこの路線の運行でありました。

いろいろ調査いたしました結果、車両欠陥の事故ではございませんで、運転手がそこでおそらくは錯覚を起したのではないかと。夜間のことでござい

ますし、路肩が非常に見えにくい地点でございまして、おそらくやハンドルの戻しが少し早過ぎたという結果で、道路と勘違いをしてまっすぐ飛び込んでしまったという不幸な事故でございました。この地点に道路の保安施設、ガードレール等、あるいは路肩の危険標識等、十分な措置がしてあればこの事態にならなかったと考えておりますが、そういうような結果を生じました事故でございまして、また、この運転手は前日は公休でございまして、勤務状況を調べてみましたが、この一週間特に過労だと思えるようなことはございせん。

いずれにいたしましても、そういう事故でございまして、直ちに東京陸運局長以下現地へ参りまして実情を調査し、現地への指示をいたしました。直ちに路肩危険標識等を十分に夜間でも見えるようなものを設置するという

こと、それから何となくとも夜間の勤務でございまして、勤務交番を十分考えて過労にならないようにさせるということ等、現地で指示をしてまいりました。

また運輸本省といたしましても、いまお話しのとおり、梅雨期は四、五月の繁忙期に次いで路肩の転落の事故の多い時期でございまして、御承知のとおり路肩が雨のためにゆるみまして転落というふうな事故が多い時期でござい

ますので、本日この実情調査の結果を加味いたしまして、全国に危険防止のための処置を盛り込んだ警告を発したわけでございます。

以上、簡単にございまして御説明いたしました。

○久保委員 前向きハンドルの改装については、すでに当該会社でも良心的に手配をされたということでございますが、いづれこれは解消されると思

うのでありますが、それ以外のメーカ一車の車にそういう装置のものがまだありはしないかと思うので、これらに對して実態の調査をしているのかどうか。もしそういうものがあるとするならば、この際やはりこの会社がやったような方法で当然改造するなり、あるいは車体検査のおりそういうものの改造を命ずるとかいうことが必要だと思

うのだが、この点はどう思っていますか。

○宮田説明員 いま御説明が足りませんでした。他社の製品につきましてもいまお話しのような点がございまして、それぞれの各社に改造計画を立てて、直ちに生産に移らしてあります。そして全車過去に出した車の交換をいませるようになしております。それからお話しのとおり車両検査に参りましたときには必ずそれを私どものほうで確認いたす、そういう処置をいたすことにしております。

○久保委員 なお貨物車についてありますが、貨物車も車体の外面に出ている突起部があると思うのです。たとえばトラックのうしろのとびら、これのとめ金などは間々外方に突出している、あるいはロープをかけるものが変なところになつておるとか、この際この事故の実情にかんがみて、もう一ぺんかかるものについて点検してみることがある、こう思うのですが、これはどう

いうふうな考えていますか。

○宮田説明員 お話しのとおり、私もいたしましては、一般的にかつてマスコット等の事故がございましたので、保安基準には車体の外側に突起等のないように規定しておりますが、お話しのとおり車体についております各装置について今後十分検討いたしまして、この種の事故が起きないように処置したいと考えております。

○久保委員 次に、バスの転落事故についてであります。いまのお話だと、この事故にかんがみて全国的に注意を喚起したと、こういうのでありますが、具体的にどのよう点をあげて注意を喚起したかを聞きたいのであります。特に私は企業の責任というものを考えると、この日光の奥で起きた事故にしまして、道路の状況がはたして夜間バスの運転に適したかどうか。聞きますればそれはSカーブの地点である、Sカーブにおいては当然のことくガードレールを置くとか、あるいは反射鏡をつけるとかいうのがなされるべきだと思ふのでありますが、この事故については、その現場にはそういうものはないというお話であります。これは企業から道路管理者に向かつて要求

安全教育に留意するとともに、観光輸送等一時的な輸送要請の増大に基づき、他営業所の路線に臨時的に乗務させる場合においては、当該路線状況を、訓練等によって事前に完全に把握させた後に乗務させるということ。

それから第三点としましては、乗務員の過労防止につきまして、特に行楽地等における運行に従事する乗務員については、過労防止を考慮して、適切な乗務交替を作成すること、という点に重点を置いて指示しております。

なにお先ほど道路管理者に十分要求をして直さすべきではないかというお話でございましたが、昨年、やはりこの六月に全国に警報を出しまして、路線事業者は各路線について道路調査を十

分やりまして、ここは不完全だと思うところについては、写真等十分資料を整えて、道路管理者に改善要求をするということの指示を与えております。

さらにそれにつきましては、陸運局へも報告をする。陸運局はさらにそれを道路管理者と話し合いを進めるというような指示をいたしまして、その後、いま調査がだいぶ進んでおりまして、

あるいは改善をされたところも次々に
出てきております。そういう実情でござ
います。

○久保委員 それからその事故以外に、そのあとだと思うのですが、西武かどこかのバスも転落したと思いますが、これは原因は何ですか。

○宮田説明員 昨日早朝起きました事故でございますが、道路幅五メートルの幅で西武のバスが二両すれ違いましたときに、片方の経験の浅いほうの運

転手の車が、道路が雨でゆるんでおり
ましたために路肩がくずれて転落をい

熱練者のほうがやるべきである。会社側も非常にその点は認めておりまして、業務員の訓練についてさらに徹底をさせたいと言っておりますし、またたそうすべきであると私どもも指示しております。

て一日のキロ数がたとえ三百キロ以内あるいは実際のハンドルの時間は二時間を基準にして必ず休養をとること、それから深夜の勤務は特に問題がございいますので、一日の深夜のハンドル時

間は四時間をこえないこと、というよ
うな、各陸運局でそれぞれ基準を設け
て貸し切り事業者に対して注意を与え
ております。

○久保委員 いずれにしましても、この種の事故は、予算というか、資金と人間の問題で片づく問題でありまして、不可抗力というものはあまりないように考えます。

そこで、これは運輸大臣がおられますので、大臣に伺いますが、どうも事故が起きてから当委員会などでも問題

を提起しなければならぬというようなことで、非常に残念だと思うのです。いままでも適切な処置はしておると思うのでありますが、大体口は悪いのでありますが、運輸行政全体を見まして、大臣はたいへん優秀な大臣であります、どうも免許行政だけであとの指導というものが必ずしも的確ではない

い。それも大事なことは大事であります。すが、むしろいまあるところの輸送の

もとは言いたくはないが、大体その上に乗ってやっている。事故があったときは、今後万全を期してやるというような通り一べんの答弁を、陸海空全体の事故に対して何べんか繰り返して述べられているわけです。基本的にはやは

遺憾にたえません。今後とも十分に注意いたしまして御趣旨に沿うようにいたしたいと思っております。

○久保委員 やはり前の答弁と同じであります。やはり別に悪いということではありませんが、積極性にはちょっと欠けているのじゃないかと思うのですが、毎回申し上げておりますから、私から別にこの際提案することはございません。

そこでもう一つ伺いたいのであります。たとえはこの間の事故にしましても、夜中にバスを何台か出して行客客を運ばなければならぬ。考えてみれば、なるほど金と時間と行客客の目的というか、そういうものと三つが結んで初めてそういう輸送の形態も出てきたのだらうと私は思うのです。これは今日の世相からいって無理からぬものもあるのだが、はたして命をかけてのレジャーなりそういうものがあつていかどうかという問題です。国鉄は要求に応じて夜中にかけて汽車を出す。列車が着いた駅では、これまた夜半にバスを並べて出す。夜通しうつらうつら半睡眠状態で行客客は乗っていく。眠い目をこすって行客客地に到着して山登りかなんかをするというような形がはたしていかどうかという反省、これを運輸の最高責任者として考える筋じやなからうかと私は思うのです。もちろん金と時間の問題がありますから、金と時間をそのままにしておいてはなかなかむずかしい面もありましよう。そうだとするならば、まあ足元の明るうちに、安い宿屋でもあればそこへ行って泊まって、翌朝早く起きて行くならば、これはバスの運転も安全、行客客も健康のままで十分な行客客

ができる、こういうことだと思ふのであります。ところがそういう施設が実際は配慮がないために、既存の輸送をつなぎ合わせて無理をしているという結果がここに一つ出たと思ひます。こういうものについてひとつ検討する用意があるかどうか。これはもちろん観光局等も関係ございしますが、いずれにしてもこれは検討して、正しいレジャーと正しい輸送、安全なものをこれは与えるべきだと思ふのです。これはいかがですか。

○綾部国務大臣 そのとおりでございます。私どももそういう趣旨によつて指導いたしておるのでございます。が、やはり一方、レジャーを要求する人間と、それから私企業の弊として、よくかせげるだけかせごうという考え方があることもいふべき事実でございます。これをどういうふうに指導していくかということは運輸省だけではなかなか困難でございます。今後とも各省と連絡いたしまして、御趣旨に沿うように努力いたしたいと思ひますが、なかなか困難であるということをはひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○久保委員 仰せのとおり、なかなか困難というよりむずかしい問題だと私は思ふのです。しかしこれは正しい国民のレジャーを發展させるという観点から、運輸大臣お一人ではできないと思ふのでございますが、内閣全体の問題として取り上げるべき時期である。野方図のままだに、行きたいところには行かせよう、そのあとを追いかけて夜中にもバスを出そうということをやっている限りは、これは国民大衆のために企業のために私はならぬと

思ふのです。そういう点でひとつこれは懸案事項として御研究をいたしたい、こういうふうに思ひます。それからもう一つ、先般、運輸大臣はおいでにならなかつたので、あらためてお伺いするわけでありまして、道路運送法の百三条に基づいて自動車運送協議会というものが設けられていたわけでありまして、木村局長は、きょうは席をはずしたのかどうか知りませんが、おりませんけれども、もう木村局長の意見は大体聞いております。結論的にいえばわけのわからぬことをやっている、こういうふうに感じました。

と申し上げましたのは、自動車運送協議会があるにもかかわらず、その任命された委員に対しては去年の十一月にすでに各陸運局長から、御苦勞であつたが昨夜日ごめんという通知が出ている。さらに今年度の予算には自動車運送協議会の予算は一文もない、こういうのはたして正しいあり方かどうか。法律に基づいて設置されたものが、書面によりますれば関係係懸談会で決定したという。そうならば大臣が中心になつて決定したと思ひますが、運輸大臣は法律にあることをやめさせる権限を持っているのかどうか。そういう協議会の設置があるのにこれをやめさせるという権限があるのかどうか、聞きたい。

それからもう一つ、木村局長の答弁では予算は流用によつてやると言うが、流用ができるほど運輸省の予算は余裕があつたのかどうか。この二点をまずお伺ひしたい。

○綾部国務大臣 昨年の十月四日の関係係懸談会におきまして、通常の場合には自動車運送協議会に諮問すること

はない、適時適切に処置するということを議しておるのであります。このまま予算を流用してどうするとかこうするとかいうようなことにつきましては、私はきょう流用をしてやるような予算のあり方というものはまだ承知いたしておりません。輸送力が著しく過剰になつたからして、この場合は異例ではあるけれども、同協議会の諮問を慎重に取り扱えということにきめたのであります。なお陸運局長に対しては職制制度等の活用によりまして行政を民主化するよう徹底して、行政のあり方を配慮するよう積極的指導してございまして、行政指導によつてそれを協議会に諮問するとかしないとかいうのは陸運局長の考え方でございます。それから、陸運局長は自動車運送協議会に諮問しておつたのは車の需給の適時適切な点が行なえないからして、随時それを適用する、自主判断によつてやるようにして、法律を適当な機会に改正するよう、いま考えておる次第でございます。

○久保委員 大臣の答弁は、下僚であるところの局長の答弁とだいぶ違ふ。一つは、予算の点でも流用などは考えておらぬと言ふが、局長は流用を考へているのです。さうは局長がおらぬけれども、そんな食い違つた答弁はないはずだと思ふのです。

それからもう一つは、あなたは書面をお読みになつていないかもしれないが、今度はいわゆる関係係懸談会で、この百三条の第二項の一号、いわゆる需給関係の問題であります。この問題については陸運局長の裁量によつてやることを示されたからさう御了承願ひたいということですが、あな

たの答弁は、陸運局長の書面とはだいぶ違ふのです。陸運局長は、今度は一切おれがやるようになった、だからおまえらに諮問する必要はなくなつたからやめてくれ、こういうのです。しかも百三条によるところの自動車運送協議会の役目というものは第二項の一号だけの話ではないのです。たとえばいまお尋ねしたような輸送の設備の改善とか、その他のいろいろな問題があります。お読みになつていかどうかおわかりませんが、これには「輸送施設の改善に関すること」、「これが第二号、第三号は「運賃及び料金の基準に関すること」、それから四号は「従業員

の服務及び養成に関すること」、五号として「その他輸送に関する重要な事項」、これは当然のごとく諮問しなければいけません。この前の委員会でも関係委員からもこの立法当時のいきさつをお話しがりましたが、なるほど法律の文言では、陸運局長は必要なきに自分の判断によつて諮問すればよいと書いてある。ところがこれはさうじゃなくて、法律の体系からさう書いたのであつて、決して陸運局長の独断で諮問するか諮問しないかをきめるのではなくて、当然諮問すべきものである、こういうのが当時の立法の精神であつたと思ふ。その問題はいずれにしても、先ほどお話しがったのは第二項第一号だけの話でありまして、それ

以外の案件で重要なものがたくさんあるのです。さらにもう一つは、苦情の問題についても調査しなければならぬ。だから、これはあなたがもしやるように当然改正を意図しているから、まあことしは機能停止のままでおこう、そういうことですか。

○綾部國務大臣 いまそれを検討して改正するように努力したいと考えております。

○久保委員 その努力といまのその陸

運局長の通達、いわゆる協議会ほうやらないということとは別だと思ふので、改正する意図があるうがなかろうが、法律に示され、法律によって設置された協議会を、勝手気ままに、内閣の閣僚懇談会かなんかわからぬけれども、そういうもので左右される性質のものではない。むしろいま問題は、料金の問題もあるかもしれない。大臣の認可事項でありまして、あるいは運賃にかかる問題でもありまう。しかし自動車運送協議会にかかる問題でもあるわけだ。そういうものを抜きにして、いわゆる大臣の権限だけを強化して、いこうということについては、われわれは反対です。いわゆる民主的な政治というのは、広く大衆の声、国民の声を聞くことである。ですから、自動車運送協議会もその一つだと思ふ。なるほど発足当時、いわゆる需給関係は逼迫していたから、大体東京都においては年間幾らぐらゐ必要だろうか。それを査定して、もう一つの方法でありました。最近は大体需給関係はおよそ問題はない。こうおっしゃれば問題はないかもしれない。実際はないかもしれない。あつても軽微なものだ。しかし、はたしてそういう情勢になつて、いかうかは検討を要する事項であります。いづれにしても、この第一号の問題は別として、自動車運送協議会が果たさなければならぬ役割りはたくさんあるのです。それを、あなた

の御答弁、木村局長の答弁を聞きますと、法律にあるけれども、それはやらぬのだという結論になりますか。そう了解してもよろしいやうにございませうか。

○綾部國務大臣 法律にきめてあることを曲げて、私個人、運輸大臣が、権限でそれをどうこうするといふことはありませぬ。その車両の増強等につきましての分は、私は何も法律に違反とは考へておりませぬ。陸運局長の権限で諮問し、そうしてきめていられるのを、自動車運送協議会の答申を待つまでもなく、必要の度を、そのつど決定をせなければ困る事情にありますから、行政の作用としてやつたのでありまして、協議会のことにつきましては、もちろん法律が言つておるのでございませぬ。法律に従つてやるということには当然であります。

○久保委員 法律の実態はあなたがおっしゃるとおりなのです。法律に書いてあることをかたに曲げることはできない。ところが御答弁の内容からいけば、あるいは陸運局長の書面から見ると、大体自動車運送協議会を要らないことになる。なるほど形はあるかもしれない。委員はお役ごめんでありませぬ。法律はあるが中身はないのです。それじゃこの自動車運送協議会をこしらへてからやつたところがありますか。これは事務局に聞きますが、あります。

○坪井説明員 自動車運送協議会につきましては、ただいま大臣が御答弁したとおり、従来その使命がハイヤー、タクシの輸送力の増強といふことについての諮問の答申ということにほとんど重点が置かれておりました。それが閣僚懇談会で、通常の場合には需給

の策定について諮問することをやめまして、適時適切に陸運局長が車をふやすことについて処置したほうが適切であるという判断に達しましたために、一応通常の場合の増強につきましては諮問をしないという方針になつたのであります。この旨を陸運局長に通達いたしましたわけでありませぬ。これを受けました陸運局長は、従来自動車運送協議会の主たる使命がこの問題でありましたために、一応さしあつた協議会を急いでつくらぬでもというやうな状況になつておるといふやうにわれわれは思つております。もし必要がある場合には、われわれとしては陸運局長から要請があれば直ちに予算措置を講じたとい、内容その他について大蔵省と折衝したい、こういうふうな考へております。

○久保委員 この諮問の問題であります。あなた答弁では、閣僚懇談会で、需給の関係ではもう諮問しない、陸運局長でやつていいだらう、こういうことをきめたやうであります。が、これも越権行為だと思ふのです。陸運局長は権限を持つてゐるのであります。閣僚懇談会の筋から自分の権限について何も変化のないことに指示を受ける必要はないのです。私はそう思います。諮問するかしないかは、法律の文言だけにやりますれば陸運局長の判断でよろしいので、よろしいのをこの際なぜ陸運局長だけでやれと、こゝういふ指示をされたのですか。なぜ陸運局長だけでやれといふ指示をされたか、私はおかしいと思ふ。こゝういふ必要は毛頭ないと思ふ。

それからもう一つは、法律の第二項第一号の需給関係についてののみこの自

動車運送協議会発足の理由があつたといふが、とんでもない話。それならばあと五号まで書いてある、あるいは二号以下に書いてある事項はなぜつけてあるか。もちろん今日では需給の関係以外に問題が多いのであります。苦情の問題もいろいろあります。そういうものについて諮問する意思は毛頭最初からなかつた。これくらい法律の權威を冒瀆したものはないと思ひます。運輸大臣、どう思ひますか。

○綾部國務大臣 たびたび申しますやうに、法律できめたことをかたに變更することはできませんから、法律が生きております以上、そういうことが必要であれば諮問するのは当然であると思ひます。

○久保委員 委員がお役目ごめんであつて諮問ができません。構成メンバーが欠けておつて諮問できません。○綾部國務大臣 あらためてまた委員をお願いしても、指名してもかまわぬと思ひます。

○久保委員 任期の切れないものを、昨年の十一月にお役目ごめんといふ通知を出したのはどういふ気持ちですか。

○坪井説明員 任期が切れてしままだ任命の手續が行なわれていない状況であります。別にやめさせたといふことではないのであります。

○久保委員 任期が切れて新しく任命しなかつたなら別です。これは怠慢といふこと。怠慢じゃなく意識的に首を切つて、それを空白にして置く。法律無視はなほだしい。そうです。大臣、あなたに申し上げたいのはたくさんあるけれども、この間も、建設大臣との間に空港問題について、あなたは

運輸省の設置法から組織法から全部出して、かくかくの条項でおれの権限だとおっしゃつた。それとおりのんで、あなたの権限のあるところを侵されたので、これは話が違ふやうなことをいふこと。ところが、大体やる気がないから法律があつてもやらぬといふのです。じゃ一体どうしてやる。構成のメンバーがない。どうやってやる。諮問の事項があればよいが、事項があるなしにかかわらず、構成はしておいて、諮問する必要があればそれを招集するのが陸運局長のたまえじゃないですか。諮問は逆です。

○坪井説明員 札幌の陸運局長から何かに聞きましたけれども、いまちょっと手元に來ていませんが、その趣旨は長い間諮問でお世話になつたということとで、とりあえずこゝういつた需給の調整の諮問については今後しなくなつたからという意味で、別にやめさせたとか何とかいふことではないと思つております。

○久保委員 業務部長、こちらから不規則発言で出ましたが、そのとおりなんです。これは事、札幌ばかりじゃない。この書面を別に私は対象にはしていません。書面が出ていない陸運局長があるかもしれないが、同じやうな形でやつてゐるんです。だからさつき聞いたことに答弁できないんです。こゝういふところからさういふ協議会を開いたところがありますかと聞いておる。ないでしょう。

○久保委員 業務部長、こちらから不規則発言で出ましたが、そのとおりなんです。これは事、札幌ばかりじゃない。この書面を別に私は対象にはしていません。書面が出ていない陸運局長があるかもしれないが、同じやうな形でやつてゐるんです。だからさつき聞いたことに答弁できないんです。こゝういふところからさういふ協議会を開いたところがありますかと聞いておる。ないでしょう。

「長い間ありがとうございます。た、お世話になりました。どういふことだ。」と呼ぶ者あり

○坪井説明員 ありません。

○久保委員 ないということ、先ほどの運輸大臣の答弁、この前の木村局長の答弁を総合すれば、法律にあっては、こいつはやめておくんた、こういうことですよ。そんなことが許されていいのかどうか。なるほど国会の側から、国民の側から見てもいまず自動車運送協議会が必要ないということなら、ちょっとお休みという形態もあるかもしれない。しかし、今日自動車運送の問題は各所にいろいろな問題がある。もっと民主的に解決する方法もあるわけですね。しかも陸運局のいわゆる要員の問題は、監査をするにしても、指導するにしても、苦情を処理、調査するにしても、これまた実際充足されていない。そういうものこそ民主的なこの協議会によって手助けを受けるのが当然の処置ではないか、そういうふうに思うのです。だから、いままでも自動車運送協議会を利用して需給の関係だけをやってきた、官僚がいわゆる隠れみのに便つてきた、そういうばかばかしいことをやってきた、ここで反省からいって、もうしようがないからボイコット、こういうやり方に対して、われわれは憤りを感じます。あなたらがやっていることはみんな法律違反です。運輸大臣以下御答弁もありましたが、法律違反ですよ。自動車運送協議会について予算がない、要員も充足できぬと言ふんだが、どうします。委員は全部ないと言ふ、どうします。やりますかやりますせんか、いかがですか。

○坪井説明員 協議会の委員の問題につきまして、誤解を受けるような書面を出しましたことは遺憾に思います。また、協議会の運用につきましては、ただいまお話しのようにいろいろと他の項目もございいます。そして従来も輸送力の需給の策定ばかりでなく、ほかの事項につきましても諮問した例もございいます。実績におきましてはあまり明確な運営が期されなかったということから、従来策定に中心を置いておったわけでありました。しかし、なおそういった項目がございしますので、これらの活用につきましてはわれわれとしても十分検討をして、その上でまたこの協議会についての答申にも触れたいと考えております。できる限り活用については検討してみたいと思っております。

○久保委員 たびたびの御答弁でありますが、どうもこれは納得できません。予算も取っておかぬし、委員も役目ごめん、それじゃあなたのほうでは自動車運送協議会が構成されておりますか。

○坪井説明員 この協議会につきましましては、任期が定められておりました。大体任期が切れますと、それぞれ各陸運局でまた人選をしまして、お願いして、また任命して構成されるということになっておりますので、一応ただいまのところ、任期が切れたままさしあたっての重要な諮問事項が陸運局で見当たらないというようになっております。任命の手続その他もおくれているというふうに考えております。

○久保委員 任期が切れたまま、そのままだにやっているということでありますが、これは怠慢ですよ。そういう答弁ならば怠慢です。それでしよう。任期が切れたら直ちにこれは任命の手続をして構成しておくべきだ。それからもう一つは、諮問する事項がいまのところない、これは独断ですよ。官僚の独断だ。諮問事項は幾らでもある。それから、この協議会が構成されておればこれは建議ができる。どういう構成をして会議を開いたときにどういう建議が出るかわからないですよ。これは一方的な判断でありました。これは断じてわれわれは承服しかねる。いまのような答弁だけでは承服しかねる。少なくともこれは綱紀紊乱というか、官僚がいわゆる権力主義を強めていこうというのです。こんな法律を無視したようなやり方については私は徹底的に糾弾していかねばならぬ。大臣、あなたは法律を無視していないとおっしゃるが、実態は、全部無視してしまふ。どうですか。

○綾部国務大臣 私は法律を無視する意図は毛頭ありませんし、またすべきでないと考えております。ただ、いままでも必要に応じて協議会の委員を任命することにつきましては、運輸局長が権限を持っておりまして、速急に今後委員を任命いたしました。もし諮問する申し出の事項があれば、これは審査するということで、私は法律無視の考えは持っておりません。そこで、怠慢といえは怠慢かも知れませんが、それにつきましては今後十分注意いたしたいと考えております。

○久保委員 とにかくこういうことを気がつかぬという、ちよいちよいおやりのようであります。もちろんこの自動車運送協議会をこういう形に、いま実態として、しておく裏はわかっております。裏はわかっておりますが、それとこの問題は実際別なものです。それでしよう。そこらのかみ分けをしないようではいけないということ、法律に違反する意思はなくても実態は違反している、それを平然と、言われなければこのままでこの一年間通しておいていこうという腹は見えておられます。これくらい国会や国民を無視した話はないと私は思うのです。直ちにあなたの生活に響くわけじゃありませんから、事は小さいかもしれませんが、しかし筋を言うならば、これは法律違反、無視、こういうことになりまふ。これはあらためてまた取り上げます。

次に、もう一つは、運輸審議会という機能があるわけですが、運輸審議会というものは、いままでもたびたびここで論議しましたが、大臣と運輸審議会の関係はどういう関係になりますか。

○綾部国務大臣 運輸の免許、許可等につきましまして審議会の意見を聞きまして、大臣が判断する資料にいたすというふうに考えております。

○久保委員 そうしますと、大臣の意向が固まってから審議会にかけるものではありませんか。

○綾部国務大臣 もちろんそうでございいます。現に審議会の議に付して審議会の意見を尊重して、認可する場合は私の権限でございます。

○久保委員 ところがたびたびというか、いろいろな問題で——きょうはこまかいことは申し上げませんが、大綱だけ申し上げます。大臣なり原局の意向が固まってから運輸審議会にかけている、これが実態のようでありまふ。これまた法律違反というか、越権行為だと思ふのです。こういうことを平然といままでもやってこられて、言うならば運輸審議会も自動車運送協議会と同じような運命をたどりはしないか、隠れみのになる、こういうことで、いわゆる行政の民主化だとは決して申し上げられまふ。かえって悪質だと私は思います。そういう意味で、私はこの点だけ私の考えを申し上げておきます。いづれにしてもこれはあとでまた取り上げますが、大臣の方針をきめてそれから運輸審議会に形式的にかけるというふうなことがあつてはならぬと私は思うわけでありまふ。十分に注意していただきたいと思ふし、いま申し上げた自動車運送協議会については、その推移を見守つて、あらためて取り上げていきたい、かように考えまふ。

○綾部国務大臣 私が運輸大臣になつてから、私の方針をきめて形式的に運輸審議会に諮問するなんということは絶対にありません。私はそれだけは誓つて申し上げます。自動車運送協議会の点につきましては、怠慢といえは怠慢ですが、委員を早急に任命いたすようにして、諮問事項については法律の定むるところによつてやっていきたいと考えております。

○久保委員 誓つて、ないそうでありますが、いづれあるかないかは別な機会にお尋ねをしたい、かように考えまふ。

ない。それはその位置に行かなければわからぬ。したがって、たとえば東京に入ってきたても、東京の詳しいものは知悉できぬでしょうけれども、幹線等についてはあらかじめそういう知識を持つようにさせる。このためには、あるいはそういうふうな地図をつくるのか、何か入ってきたときに、これを十分それらの人々に知らす方法が考えられなければならぬと思うのですが、そういう点についてはどうでしょうか。

○増川 説明員 仰せのとおり、やはり初めて参りましたところについては、非常に戸惑うことが多いかと存じます。これにつきましては、外国人のわかりやすい外国語も入れました道路マップ等の準備も考えております。また諸注意事項を記載いたしましたパンフレットも用意いたしました。入国の際に、先ほど申しましたJAFを通ります際に、全部へ交付し、また説明をしてやるというふうにわれわれとしても考えております。諸外国にこれと同様の各団体がほとんど欧米各国全部ございまして、これらに私どもも行っていろいろ見てまいりましたが、非常にこの点は徹底して親切に指導をしてくれるというふうになつております。わが国のJAFの団体もこれらと同様の処理ができるように、現在の内容の充実もはかりつつあるわけでございます。

○内海(清)委員 いずれにしても、この点はよほど詳細な計画とPRがなければ、かえって混乱を来すのではないかとこのことを心配いたすわけでありま。十分ひとつこの点については御研究願いたい。

これで終わりたいと思いますが、

昭和三十九年六月十二日印刷

最後に、おそらく外人などがわが国に入つてまいりまして、特に東京などでは相当交通につきましても困惑する状態であろう、交通がこれほどひんぱんでない国からやってきた場合、あるいは非常なハイスピードになれている国からやってきた場合、あるいは特に簡単に免許が取得できるような国からやってきた場合、こういうふうな場合に、東京へ車を持ってきたために、かえって事故を起こす心配はないのかという点でございます。したがって、これにつきましても、特にオリンピックを控えまして、あらかじめわが国の交通事情その他について十分承知させておく必要があるのではないかと、事前PRが必要ではないかというふうな気もいたすのであります。もちろん私は、この運転について重要なことは、その運転する人の注意の問題だと思ひますけれども、しかし長年の習慣というものにはなかなかそういうわけにまいらない。これらの点を私は非常に心配いたしておるわけでございます。これらについてはどういふふうにお考えになりますか。

○増川 説明員 運転者の技量等につきましても、同じく道路交通条約の中で国際運転免許に関する規定がございまして、それに基づきましてそれぞれ国内法で措置をとっておるわけでございます。今回わが国におきましても、この条約に加入すると同時に、道路交通法の中でもこの点を改正措置を完了しておるわけでございます。したがって、運転技術等につきましてもはおそらく問題はなからうかと存じますけれども、東京とか大阪のように普通と違う交通事情にある、ふくそうが非常に

はなはだしいという場合に、スピードになれたところからやってくるのか、あるいはあまり交通の事故等の経験のない地域から入ってくるというふうなことも非常に注意をしなければならぬわけでございます。こういう運轉マナーにつきましてもPRにつきましても、現在、警察庁ともかねがね協議をいたしておりまして、国連の關係機關を通じて、また先ほど申しました自動車に關する國際団體を通じて、あらかじめ承知をしておいてもらうという措置を講ずる予定でございます。また国内に入国した際に、そういったことにつきましても特に注意事項としてそういった点を記載したパンフレットを交付して注意を喚起する、こういう予定にいたしております。

○内海(清)委員 これで終わります。いずれにいたしましても、この条約に加入してそういう外人あたりの一時輸入を認めることによつて、わが国の、ことに大都市におきまして交通が混乱するとか、あるいは交通事故がそのために増加するとか、こういうことがあつたのではまことに相ならぬ、これは条約に加入する趣旨にも反すると思ひます。したがって、そういう点につきましても十分留意されまして、その措置に当たつていただきたい、このことを強く要望して質問を終わります。

○川野委員長 他に御質疑はありませぬか。

○川野委員長 他に御質疑はありませぬか。

○川野委員長 御質疑もありませんので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

昭和三十九年六月十三日発行

○川野委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

道路交通に關する條約の實施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

○川野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に關する委員會報告書の作成につきましても、委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませぬか。

○川野委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川野委員長 次会は明日水曜日午前十時より開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午前十一時四十四分散會

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局